

生活習慣病管理料(Ⅱ)の算定について

～生活習慣病管理料(Ⅱ)について、問い合わせの多い点をまとめてみました～

【○ 生活習慣病管理料(Ⅱ)と併せて算定できる点数】(例示)

A001 の注 8 外来管理加算※1

第 4 節検査料(検体検査、生体検査、検体採取など)

第 6 節投薬料

第 7 節注射料

第 14 節病理診断料

第 2 節医学管理料等のうち

B001・9 外来栄養食事指導料、11 集団栄養食事指導料、20 糖尿病合併症管理料、22 がん性疼痛緩和指導管理料、24 外来緩和ケア管理料、27 糖尿病透析予防指導管理料、37 慢性腎臓病透析予防管理料、B001-3-2 ニコチン依存症管理料、B001-9 療養・就労両立支援指導料、B005-14 プログラム医療機器等指導管理料、B009 診療情報提供料(Ⅰ)、B009-2 電子的診療情報評価料、B010 診療情報提供料(Ⅱ)、B010-2 診療情報連携共有料、B011 連携強化診療情報提供料、B011-3 薬剤情報提供料

※1. 生活習慣病管理料(Ⅱ)の算定日以外の場合。

【× 生活習慣病管理料(Ⅱ)と併せて算定できない点数】

A001 注 8 外来管理加算※1

C002 在宅時医学総合管理料、C101 在宅自己注射指導管理料(糖尿病が主病の場合)、C002-2 施設入居時等医学総合管理料

F100 の注 5 及び F400 の注 4 特定疾患処方管理加算

I002 通院・在宅精神療法

上記【○生活習慣病管理料(Ⅱ)と併せて算定できる点数】以外の第 2 節医学管理料等全て

※1. 算定日が別日であれば、外来管理加算は算定可。

【療養計画書についての注意点】

- ・署名をもらった原本は患者へ交付、写しをカルテに添付(電子カルテの場合、スキャンでも可)。
- ・全ての項目を必ずしも埋める必要はない。検査の項目や頻度は主治医の医学的判断のもと行う。
- ・治療計画に変更が無くとも、概ね 4 か月に一回は療養計画書を交付する。

【生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定しないケース】

悪性腫瘍の傷病名が確定した患者に腫瘍マーカー検査を行った時に、生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定せず、悪性腫瘍傷病名を主病として特定疾患療養管理料と悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。



当該ニュースや算定について
のお問い合わせは FAX 又はメ
ールにてご連絡ください!

佐賀県保険医協会

TEL : 0952-29-1933 FAX : 0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp

HP : <http://saga-doc.jp/>